

配置予定の現場代理人・主任（監理）技術者の確認について

今回の工事の施工にあたっては、建設業法及び加賀市建設工事標準請負契約約款に基づき、現場代理人及び専任の主任（監理）技術者を配置する必要があるため、別紙の「配置予定現場代理人・主任（監理）技術者届」を作成し、入札参加申込時に電子入札システムの添付ファイルとして提出してください。（下請負契約の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の場合は監理技術者の資格を有する者で提出すること。）主任（監理）技術者の専任要件は以下のとおりです。

- ① 請負金額 9,000 万円以上の建築一式工事
- ② 請負金額 4,500 万円以上の①以外の工事

ただし、本案件における代理人等については、指名通知日前から継続して雇用関係にある者としてください。なお、競争入札参加資格審査申請書（指名願い）提出時の技術職員名簿に登載されていない者を選任する場合は、当該職員の資格を証する書面及び指名通知日前からの継続雇用関係を証する書面とともに、「技術職員名簿」を最新のものに変更し、「配置予定現場代理人・主任（監理）技術者届」と共に提出してください。（提出のない場合は、この入札に参加することができません。）

現場代理人・主任（監理）技術者の兼務について

詳細については、加賀市ホームページ「技術者及び現場代理人の適正な配置について」をご覧ください。

ホームページトップ→産業・移住→入札・契約→要綱・基準等の N0.17

（https://www.city.kaga.ishikawa.jp/sangyo_iju/nyusatsu/7/2715.html）

主任（監理）技術者の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている主任（監理）技術者の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。主任（監理）技術者の途中交代を行うことができる条件について発注者と合意がなされた場合に認められます。一般的な交代条件としては、主任（監理）技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地への現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられます。

現場代理人の途中交代について

現場代理人については、発注者と協議の上、工事現場の運営や契約上の権限行使に支障を生じないと認められれば、途中交代（変更）を認めます。